⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　単体又は特定ＪＶの構成員のうち代表者は、平成20年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、下記の㋐又は㋑又は㋒のいずれかの要件及び㋓の要件を満たす工事の施工実績を有すること（「完成・引渡しが完了した工事の施工実績」とは、本体工事の完成のほか工事契約単位の完成を含む。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

㋐　単体又は共同企業体の代表者として、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号。以下「構造令」という。）第73条第４号の規定による、特殊な構造の河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムの本体工事の施工実績を有すること。

㋑　単体又は共同企業体の代表者として、堤高60m以上の重力式コンクリートダムの本体工事の施工実績を有すること。

㋒　単体又は共同企業体の代表者として、堤高30m以上の重力式コンクリートダムの本体工事の施工実績を有し、かつ、共同企業体の代表者以外の構成員として、堤高60m以上の重力式コンクリートダムの本体工事の施工実績を有すること。

㋓　施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記㋓「施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

⑹　特定ＪＶの構成員のうち代表者以外の構成員は、平成20年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の㋐又は㋑のいずれかの要件及び㋒の要件を満たす工事の施工実績を有すること（「完成・引渡しが完了した工事の施工実績」とは、本体工事の完成のほか工事契約単位の完成を含む。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

㋐　河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号。以下「構造令」という。）第73条第４号の規定による、特殊な構造の河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムの本体工事の施工実績を有すること。

㋑　堤高30m以上の重力式コンクリートダムの本体工事の施工実績を有すること。

㋒　施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記㋒「施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

⑺　単体又は特定ＪＶの構成員のうち代表者については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。

①　土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成20年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㋐の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。

甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20％以上であること。
・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

㋐　一般土木工事で、次のⓐ又はⓑいずれかの要件及びⓒの要件を満たす施工経験。

ⓐ　構造令第73条第４号の規定による特殊な構造の河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムの本体工事の施工経験を有すること。

ⓑ　堤高60m以上の重力式コンクリートダムの本体工事の施工経験を有すること。

ⓒ　施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、上記ⓐ及びⓑの施工経験が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記ⓒ「施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

㋑　専任補助者を配置する場合の㋐に代わる施工経験（代要件）

専任補助者を配置する場合の、主任技術者又は監理技術者が満たさなければならない上記㋐に代わる施工経験（代要件）は、工事種別が上記２⑵に示す「一般土木工事」とする。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

④　ダム工事総括管理技術者（認定されたダム型式は問わない。）の資格を有する者であること。

⑤　主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

⑥　単体企業又は特定ＪＶの構成員のうち代表者にあっては、上記①から⑤の要件を満たしている主任技術者または監理技術者を配置できること。経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、代表者を含む構成員のいずれか１社の技術者が上記①から⑤の要件を満たしていること。

⑻　特定ＪＶの構成員のうち代表者以外については、次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成20年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㋐の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。